

## 会議録

会議の名称	令和6年度第2回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会		
開催日時	令和6年8月23日 開会9時30分 閉会11時45分		
開催場所	つくば市本庁舎2階 会議室201		
事務局(担当課)	生活環境部環境衛生課		
出席者	委員	高野委員、仲田委員、櫻井委員、張元委員、板谷委員、高野委員、佐藤委員、宮本委員、森口委員（会長）、肴倉委員、稻葉委員、加茂委員、原田委員、梶原委員、木下委員、伊藤委員、小林委員、対崎委員、伊神委員、草野委員、西委員、伊藤委員（生活環境部長）	
	事務局	【生活環境部】次長 植木 亨 【環境衛生課】課長 木村 憲一、課長補佐 中島 雅美、係長 神立 茂盛、係長 高野 崇、係長 山成 敏広、主任 下河邊 智也、主事 芝 優香、主事 荒井 航洋 【サステナスクエア管理課】課長補佐 酒井 大	
	その他	コンサルタント：国際航業株式会社（坂井、今林、木村）	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2人
非公開の場合はその理由			
議題	一般廃棄物処理基本計画改定について		
会議録署名人		確定年月日	年 月 日
会議次第	1 開会 2 議事 ・一般廃棄物処理基本計画改定について 3 その他 4 閉会		

<審議内容>

1 開会

事務局：それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会を開催します。本日司会を務めさせていただきます環境衛生課長補佐の中島です。よろしくお願ひいたします。

本会議は公開となっております。傍聴人の方も参加しておりますので御承知おきください。

今回の審議会から御参加頂いている委員の方を2名御紹介いたします。つくば市区会連合会鈴木委員に代わりまして、張元委員です。よろしくお願ひいたします。つくば市学校長会富田委員に代わりまして、板谷委員です。よろしくお願ひいたします。

では、皆様に1点お願ひがございます。発言される際は、挙手、指名の後、マイクをお渡ししますので、マイクを使用して発言をお願いいたします。発言の際は、マイク下にスイッチがありますので、スイッチを押していただき、ランプが緑になってから発言をお願いいたします。マイク使用後はスイッチをお切りください。

それでは、進行につきましては、お手元にございます審議会次第に基づいて進めさせていただきます。まず、会長より御挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

森口会長：おはようございます。審議会長を仰せつかっております森口でございます。今年は、大変暑い夏になりました、気候変動問題はじめ環境問題非常に、関心が高まっているところかと思います。廃棄物あるいは循環型社会の問題につきましては、国のほうでは8月2日に循環型社会形成推進基本計画という5、6年に1回改定される計画が決定され、それに先立ち、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議というものも立ち上がりまして、国を挙げてこの問題に取り組んでいこうという新しい動きが見られるところでございます。

一方で、ごみの問題というのは、本当に日々の暮らしに関わるところでございます。今回は、10年に1度大きな改定をする基本計画の、5年時点での中間見直しについて御審議頂くことになっております。

今期から審議会定員を25名に拡大し、前回の21名を上回る最大人数の御参加ということで、非常に多くの委員に御参加頂き、ありがとうございます。是非、熱心に御討議頂ければと思います。この後、事務局の方から御説明がございますが、今日は、非常に豊富な資料がございます。事前に見せていただきましたところ、非常に委員の皆様の関心を呼びそうなデータが満載でございます。限られた時間でございますが、是非活発な御討議を頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、配布資料の確認を行いたいと思います。

- ・令和6年度第2回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会次第
- ・資料1　つくば市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- ・資料2　ごみ組成分析調査結果報告書
- ・資料3　ごみに関するアンケート調査結果報告書
- ・資料4　ごみ量実績（令和5年度実績）
- ・資料5　計画目標年度（令和11年度）の目標値の設定について
- ・資料6　現行施策の実施状況（令和2年度～令和5年度）及び・評価
- ・資料7　つくば市一般廃棄物処理基本計画（たたき台）
- ・資料8　事前送付資料に関する御質問及び御意見への回答
- ・新旧対照表

こちらは先日お送りした事前資料と本日御用意した資料の変更点を整理したものです。

- ・審議会委員名簿
- ・座席表

以上でございます。資料が無い方いらっしゃいましたら、事務局まで申

ししてください。よろしいでしょうか。それでは、議事に入りたいと思います。

会議の議長は、つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項によりまして、森口会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

森口会長：審議会の規定により議長を務めさせていただきます。改めまして、議事の進行にあたりまして、委員の皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の審議会委員の出席状況でございますが、審議会委員 25 名のうち、本日の出席者が 22 名でございますので、半数に達しております。つくば市一般廃棄物減量等推進審議会条例第6条第3項の規定により、本日の会議が成立することを御報告いたします。

森口会長：本日の議事は、「一般廃棄物処理基本計画改定について」の一つだけございますが、先ほど、事務局から御説明がございましたように、非常に多くの資料がございます。最初に 30 分余りお時間を頂戴し、まとめて御説明をさせていただき、その後、議論頂き、概ね全体で 2 時間程度を予定しております。よろしくお願ひいたします。それでは、事務局の方から順次御説明をお願いいたします。

## 2 議事 一般廃棄物処理基本計画改定について

事務局：環境衛生課の芝と申します。本日の説明は、「資料1 つくば市一般廃棄物処理基本計画の改定について」を主に用いて説明させていただきますので、資料1をお手元に御用意ください。まず、今回の計画の改定について、改めて説明させていただきます。本計画は令和2年度から令和11年度までの 10 年計画で、今年度で 5 年が経過するため、中間見直しを行い

ます。また、今回の改定では、令和元年10月に施行された食品ロス削減の推進に関する法律に基づき、本市でも食品ロス削減推進計画を作成し、本計画の中にも内包することにしました。1ページの中段には、一般廃棄物処理基本計画改定のスケジュールを示しています。前回審議会での説明時から実施時期に変更が生じており、第3回審議会は10月上旬、第4回審議会は2月上旬、パブリックコメントの募集を12月に実施する予定で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。次に、今回の計画改定のポイントについて説明いたします。今回の計画改定では、数値目標の見直し、施策の見直しの2点がポイントになっています。数値目標については、「資料2 ごみ組成分析調査結果報告書」「資料3 ごみに関するアンケート調査結果報告書」及び「資料4 ごみ量実績（令和5年度実績）」で、現状の確認及び計画値の達成状況を検証し、「資料5 計画目標年度（令和11年度）の目標値の設定について」で、数値目標を設定します。施策の見直しについては、「資料6 現行施策の実施状況及び評価」で、令和2年度から令和5年度の各施策の実施状況の評価を行い、「資料7 一般廃棄物処理基本計画（たたき台）」の施策の内容に反映しています。

以上の二つのポイント、数値目標、今後取り組んでいく施策について、今回の審議会で委員の皆様から御意見を頂戴し、パブリックコメントを募集する計画書案に反映させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、まず一つ目の改定のポイントである数値目標の見直しについて説明させていただきます。「資料2 ごみ組成分析調査結果報告書」をお手元に御用意ください。まず、資料2の資料構成について説明させていただきます。1ページから5ページまでは、ごみ組成分析調査の実施方法を記載しています。6ページから9ページにかけては、生活系ごみの各地区の調査結果と、前回調査との比較を示しています。10ページから12ページ

にかけては、生活系ごみの4地区分の平均と前回調査を比較したものを示しています。18ページの事業所から排出される燃やせるごみを無作為に抽出した事業系一般については、前回調査と比較しています。21ページから23ページにかけては、組成分析調査の結果に対する考察を記載しています。24ページから35ページにかけては資料編となっており、各調査検体について組成項目別の詳細データを掲載しています。資料2の要点を資料1にまとめていますので、資料1に戻って説明させていただきます。

資料1の2ページを御覧ください。2ページには、生活系ごみの調査結果を示しています。今回の生活系ごみ組成分析調査は、前回調査方法を踏襲し、集積所に排出されたごみを対象に、東西南北の4地区別に調査分析を行いました。中段にある円グラフは、生活系ごみ4地区の平均と前回調査との比較を示しています。前回調査と比較すると、「木・竹・わら類」及び「紙類」の割合が増加し、「厨芥類」の割合が減少しました。生活系燃やせるごみには、依然として、プラスチック類や紙類などの資源化可能なものが多く含まれており、その割合は合わせて約25%となっています。これらの資源化可能なものの分別を徹底し、再資源化することで燃やせるごみの減量化につながると考えられます。

3ページを御覧ください。事業系ごみの調査結果を示しています。事業系ごみについては、①販売店、②学術研究・学校教育施設、③宿泊業・飲食店、④医療・福祉施設、⑤オフィス、⑥無作為に抽出した事業系一般的6検体を対象に調査を行いました。事業系ごみについては、業種によりごみの組成に違いがあるため、中段の円グラフは、業種を絞らず、無作為に抽出した事業系一般的の調査結果と前回調査との比較を示しています。事業系ごみは、前回調査と同様に、「紙類」及び「厨芥類」の割合が多く、全体の約4分の3を占めています。事業系燃やせるごみも生活系ごみと同様に、依然として、紙類などの資源化可能なものが多く含まれており、その割合は合わせて約37%となっています。事業系ごみについては、業種によってごみ組成割合が異なりますが、紙類及び厨芥類が多い結果となってい

るため、資源化可能な紙類の分別を徹底し、食品ロスを削減することにより、燃やせるごみの減量化につながると考えています。

次に、「資料3 アンケート調査結果報告書」をお手元に御用意ください。資料3の資料構成について説明させていただきます。1ページは、アンケートの実施概要について記載しています。2ページ及び3ページは、市民アンケートの調査項目一覧です。4ページから35ページまでは、市民アンケートの調査結果になっています。36ページは、事業者アンケートの調査項目一覧です。37ページから47ページは事業者アンケートの調査結果になっています。48ページから50ページは、生活系ごみの収集運搬業者のアンケート調査結果です。51ページから54ページは、事業系ごみの収集運搬業者へのアンケートの調査結果となっています。

ここで39ページを御覧ください。事業者アンケートについては、事業所の規模別のごみに関する意識の違いを把握するために、一部の設問においてクロス集計を行いました。クロス集計の結果については、39ページの「2) あなたの事業所は、廃棄物管理責任者を定めていますか」の円グラフ右側の表のように、従業員数別に割合を示しています。この設問の他に、40ページの「3) 事業系ごみの分別処理方法は知っていますか。」、41ページの「5) 事業所から排出されるごみの量を把握していますか。」、42ページの「8) あなたの事業所は、日頃からごみの減量や資源化に取り組んでいますか。」、45ページの「12) 市のパンフレット「事業系廃棄物適正処理パンフレット」は知っていますか。」の5項目についてクロス集計を行っています。アンケート調査結果の要点について、こちらも資料1にまとめていますので、資料1に戻って説明させていただきます。

資料1の4ページを御覧ください。4ページに、アンケート調査を実施したことにより得られた「良かったこと」及び「課題を認識できしたこと」についてまとめています。市民アンケートで良かったことは、市民がごみに関する情報を主にごみの出し方カレンダーで得ていると分かったこと、

プラスチック製容器包装の収集を月2回から4回に増やしたこと、排出の利便性が高まったということです。課題を認識できたことは、プラスチック製容器包装の分別方法の分かりにくさについてです。事業者アンケートについては、良かったことが、事業所のごみに関する情報元を確認できること。課題を認識できたことは、事業者がごみの減量化資源化の情報や、ごみの出し方や分別方法に関する情報を求めており、情報発信が必要だということです。収集運搬業者へのアンケートに関しては、委託業者、許可業者ともに多くの業者が、この5年間で市民及び事業者の分別に対する意識や取組が、かなり進んだ、もしくはまあまあ進んだと回答していることが良かったことです。課題については、まだ分別状況が不十分であるということです。これらのアンケート結果を踏まえて目標値の設定及び施策に反映を行いました。

次に、「資料4 ごみ量実績（令和5年度実績）」をお手元に御用意ください。資料4は、令和5年度のごみ処理の実績についてまとめています。こちらは次の審議会で議事として取り上げる予定ですので、詳しい説明は次回とさせていただきます。本日は、計画の指標となっている1人1日当たりの生活系ごみ排出量、1日当たりの事業系ごみ排出量、リサイクル率、1人1日当たりの最終処分量の令和5年度計画値及び令和11年度目標値に対する達成状況を紹介させていただきます。資料4の1ページは、ごみの総排出量についてまとめています。2ページ目は、生活系ごみの排出量についてまとめています。下段を御覧ください。1人1日当たりの生活系ごみの排出量は、令和5年度実績が614gという結果になりました。令和5年度計画値が674g、令和11年度の目標値が648gのため、既に最終目標年度の目標値を達成しています。

次に3ページを御覧ください。3ページから4ページにかけて、事業系ごみの排出量についてまとめています。4ページを御覧ください。1日当たりの事業系ごみ排出量は、令和5年度実績が102.7tであり、令和5年

度計画値の96.27tを達成できていない状況です。

5ページを御覧ください。ここではリサイクル率・資源化についてまとめています。下段を御覧ください。令和5年度のリサイクル率は26.6%で、既に令和11年度の目標値を達成しています。

6ページを御覧ください。6ページは中間処理・最終処分実績についてまとめています。下段を御覧ください。1人1日当たりの最終処分量は、令和5年度実績が74gであり、令和11年度の目標値を既に達成しています。この現行計画の目標値に対する達成状況を鑑みて、「資料5 計画目標年度（令和11年度）の目標値の設定について」で改定後の目標値を設定しました。

目標値の設定について説明させていただきますので、資料5をお手元に御用意ください。資料5については、事前に送付した内容から変更している部分があります。変更している部分としましては、一つ目が、1人1日当たりの生活系ごみの排出量の目標値の設定についての説明。二つ目が、1日当たりの事業系ごみの排出量についての説明。三つ目がリサイクル率についての説明。四つ目が、1人1日当たりの最終処分量についての説明です。こちらは、カテゴリー別に整理をし直したため、全体的に内容を修正しています。事前送付資料の内容と変わっている部分があり、申し訳ございません。

それでは、まず1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標設定の考え方について説明させていただきますので、4ページを御覧ください。令和5年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量は614gで、令和11年度目標値の648gを既に達成しているので、目標値の見直しを行います。新しい数値目標は、過去10年間の実績値のトレンド分析で推計した令和11年度の排出量636gから58gの減量、また、令和5年度実績からは、36gの減量となる578gを目指すこととしました。生活系ごみの数値目標を達成させるための施策を5ページに記載しています。

次に6ページを御覧ください。1日当たりの事業系ごみ排出量について説明させていただきます。1日当たりの事業系ごみ排出量については、令和5年度の実績値は102.7tで、現行計画の令和11年度目標値91.51tを達成できていません。そのため、新たな目標値は設定せず、1日当たりの事業系ごみ排出量については、91.51tを目指します。事業系ごみの数値目標を達成させるために行う施策を、7ページに記載しています。

8ページを御覧ください。リサイクル率について説明させていただきます。令和5年度の実績値は26.6%で、現行計画の令和11年度目標値25%を既に達成しているので、令和6年度に実施した燃やせるごみの組成分析調査結果を踏まえて、目標値の見直しを行います。生活系については、紙類及びプラスチック類、事業系については、紙類が燃やせるごみに多く含まれているため、それらの分別徹底を図ることで、29.7%を目指します。リサイクル率の数値目標を達成させるために行う施策を、9ページに記載しています。

10ページを御覧ください。1人1日当たりの最終処分量については、令和元年度以降、焼却灰の資源化を大幅に推進したことで、令和5年度の実績値は1人1日当たり74.2gで、現行計画の令和11年度目標値107gを既に達成しています。最終処分量の新たな目標としては、①生活系ごみ及び②事業系ごみの減量化、③資源化の数値目標を達成することにより、令和11年度に1人1日当たり73.4gを目指すこととします。

12ページを御覧ください。食品ロス削減推進計画の数値目標の設定について説明します。食品リサイクル法に基づく基本方針では、食品ロスの排出量を平成12年度に対して令和12年度に半減させることを目標としています。しかし、国の目標を踏襲すると、つくば市では平成12年度から令和11年度までに約9万人、人口が増加することが予想されている中、令和5年度から令和12年度の7年間で半減させるという、非常に達成が難しい目標となってしまいます。そこで、家庭系食品ロスについては、1人1日当たり、事業系食品ロスについては、1日当たりの食品ロス量が、平成12

年度を基準として、令和12年度に半減することとして、令和11年度には家庭系及び事業系食品ロス量の合計値が5,142tになることを目標とします。

13ページを御覧ください。生活排水処理基本計画の数値目標の設定について説明します。令和5年度の生活排水処理率の実績値は91%で、現行計画の目標値94.4%を達成できていません。そのため、新たな目標値を設定せず、現行計画の目標値を据え置きます。

14ページ以降に、分別項目ごとにトレンド分析を行った予測結果を示しておりますので、後ほど御覧ください。以上で資料5の説明を終わります。

次に、二つ目のポイントである施策の見直しについて説明させていただきますので、「資料6 現行施策実施状況及び評価」をお手元に御用意ください。こちらについては、資料の構成のみ説明させていただきます。令和6年度、第1回審議会で報告させていただきました、一般廃棄物処理基本計画の進行管理表をもとに、令和2年度から令和5年度までの取組実績を実績の欄に整理しています。実績に対する評価を評価の欄に示しています。今後の方向性の欄には、改定を行うにあたって施策の見直しを行い、統廃合を行いましたので、見直し後に、どの施策項目に位置づけるかについて記載しています。こちらの資料6で整理した施策の見直し、そして、資料2から資料4で確認した現状、資料5の数値目標設定を反映させた一般廃棄物処理基本計画のたたき台を資料7としてまとめました。

資料7について説明いたしますので、資料7をお手元に御用意ください。資料7の二枚目の目次を御覧ください。資料7は、4編構成になっています。まず、「第1編 共通」については、計画策定の趣旨や計画の位置付けなどの基本的な事項について記載しています。第2編から第4編は同じ構成となっているため、「第2編 ごみ処理基本計画」を基に説明させていただきます。

ごみの1ページを御覧ください。下のところに「ごみ1」と書いてあります。1ページから21ページにかけて、ごみ処理の現状について記載しています。ごみの14ページを御覧ください。14ページと15ページには、「資料2 ごみ組成分析調査結果報告書」で説明した調査結果を記載しています。ごみの22ページを御覧ください。22ページと23ページにはごみ処理の課題について記載しています。ごみの24ページと25ページを御覧ください。こちらには、基本理念及び基本方針を記載しています。次のページの26ページから29ページにかけては、関連法令及び関連計画を記載しています。30ページから31ページにかけては、「資料5 目標値の設定方法」の資料で説明した数値目標について簡潔に記載しています。32ページからは施策の方向性について記載しています。今回の計画にあたって32ページの施策体系図を追加しました。33ページから42ページにかけて、施策の取組内容、具体的にどのようなことに取り組んでいくかを記載しています。こちらに記載している施策の取組内容について、新規での施策の取組としたもの、及び重点的に取り組むことについて、後ほど、資料1を用いて説明させていただきます。44ページからは、施策の取組内容を一覧にしたものになります。「第3編 食品ロス削減推進計画」及び「第4編 生活排水処理基本計画」についても同様の構成となっております。

資料1に戻って、施策の取組内容に関しての要点を説明させていただきますので、資料1をお手元に御用意ください。資料1の7ページを御覧ください。今回の見直しにより、新たに追加した新規の施策及び重点的に取り組む施策などについて説明させていただきます。まず、ごみ処理基本計画についてですが、①として、今回実施した市民アンケート調査で、プラスチック製容器包装の分別方法の分かりにくさについて多く回答があつたため、現行計画では、雑がみ回収促進に向けた周知強化としていた施策に、プラスチック製容器包装に関する内容を追加しました。プラスチック製容器包装の出し方などの周知を、今後、積極的に行っていきます。次に、②として、今後、高齢化などにより、紙おむつの排出量が増加することを

考慮し、紙おむつの資源化の調査研究を新規施策としました。紙おむつの資源化を実施している自治体は少ないですが、今後、実施している自治体の調査研究を行い、紙おむつリサイクルの実施に関する情報収集を行っていきます。次に、③として、高齢者や障害のある方などの排出困難者に対する支援が課題となっているため、排出困難者に対する戸別収集の検討を重点施策に変更しました。こちらは福祉部と連携しながら、排出困難者の戸別収集の実施に向けて取り組んでいきます。次に、④として、充電式電池やライターなどによる火災事故が全国的に相次いでいることから、有害ごみ、危険なごみの排出方法に関する周知を重点施策に変更しました。リチウムイオン電池、ライター、スプレー容器などの排出方法の周知を行うことにより、それらが原因となり発生する火災の抑制に努めます。

食品ロス削減推進計画についての説明に移ります。食品ロス削減推進計画については、主な施策についてのみ抜粋して説明させていただきます。食品ロス削減推進計画に関しては、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの削減に係る情報発信を積極的に進め、食品ロスの削減に努めます。8ページに移ります。フードバンク・フードドライブの取組を実施し、周知を行うとともに、未利用食品などの提供の協力を促し、食品ロスの削減に努めます。

最後に、生活排水処理基本計画に関しては、生活排水処理施設の整備と適正な維持管理などに関して、茨城県生活排水ベストプランに基づく公共下水道の整備などを計画的に進め、生活排水に係る啓発・情報発信についても、これまでの取組を継続して実施していきます。資料1から資料7の説明は以上になります。

次に、「資料8 事前送付資料に関する御質問及び御意見への回答」をお手元に御用意ください。事前送付させていただいた資料に関する御質問及び御意見を7つ頂きましたので、上から順に御紹介させていただきます。

まず、資料7及び資料5のごみ処理基本計画の数値目標の設定方法について、「1人1日当たりの生活系ごみの排出量が令和5年時点で令和11年度の目標である648gを達成できている理由」についての御質問を頂きました。明確な理由は特定できませんが、プラスチック製容器包装の分別収集の開始や、生ごみ処理容器などの購入補助などの施策の取組に関して、想定以上の協力が得られたため、目標を達成できたのだと考えます。

次に、「1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、平成30年度から令和5年度で11.7%削減しているが、今後も同じ削減率で推移できるとは考えられない理由は何でしょうか」という御質問を頂きました。中期的な動向を把握するためのトレンド分析によると、現状推移の令和11年度の1人1日当たりの生活系ごみの排出量は632gとなりました。現状推移の推計値から、数値目標578gを達成するには54g、パーセンテージで言うと8.5%の減量が必要です。この点については、事務局としても大変悩ましい感じていますので、本日の審議会で皆様の御意見を伺いたいと考えております。

次に、「紙の分別を進めるために、雑紙回収袋が交流センターなど様々な場所で配布していることをもっと周知して欲しい」との御意見を頂きました。ごみ組成分析調査の結果によると、現在も燃やせるごみに資源化可能な紙類が多く混入していますので、今後も紙類の分別方法や雑紙回収袋の配布に関する周知に力を入れていきます。

次に、「ごみの有料化について、有料化を実施する場合は、ごみの排出量によって有料、無料を決めれば、ごみの減量が進むのでは」という御意見を頂きました。1人1日当たりの生活系ごみ排出量は大きく減少していますので、引き続き排出状況を注視しながら、有料化実施の必要性が生じた場合には、審議会でも御意見を頂きながら、費用設定を検討していくたいと思います。

裏面を御覧ください。No.4として、「ごみ出しが困難な方への支援策として、区会やヘルパーサービスなどの利用を促すなどして対応すると良い

と思います」という御意見を頂きました。また、No. 5も関連していますが、「ひとり暮らしの高齢者や障害者など、ごみを集積所まで排出することが難しい方への取組を是非進めていただきたい」という御意見も頂きました。こちらは、まとめて説明させていただきます。現在ごみ出しが困難な方に対して、区会または近隣住民の助け合いやヘルパーサービスの利用などを促しています。それらでも対応しきれない方への支援策を福祉部門と協力して検討していきます。

次に、「焼却灰の埋立てについて、複数の最終処分場に処分を委託している状況ですが、市の負担を考えると、つくば市内に最終処分場を建設することができないのか」という御意見を頂きました。リスク分散の観点からも複数の民間の最終処分場に処分を委託しています。今後の最終処分の在り方については、市民や市議会、本審議会の委員の皆様から御意見を頂きながら、検討を進めていきたいと考えています。

最後に、「燃やせるごみの指定袋について、20L 以下の容量の指定袋を販売して欲しい」という御意見を頂きました。令和元年度に20L より小さい容量の10L 指定袋の規格を追加しましたが、取扱店舗が少ないのが現状ですので、今後も製造業者に販路拡大を継続して呼びかけていきます。事前送付資料に関する御質問及び御意見への回答についての説明は以上になります。以上で、「議事 一般廃棄物処理基本計画の改定について」の説明を終わります。

森口会長：御説明ありがとうございました。ほぼ予定していた時間で収めいただき、ありがとうございます。非常に多岐に渡る資料をまとめて御説明頂きましたが、要約させていただきますと、この審議会の、今回と次回で作っていただきたい、まとめていただきたいのは、資料7のつくば市一般廃棄物処理基本計画です。これには、食品ロス削減推進計画もこの中に含まれております。資料1から4、5あたりまでが処理基本計画の前半部となり、それを踏まえて、資料6、7あたりの施策をどのように盛り込んで

いくかが後半部、という立て付けになっております。ということで、資料1の中に、適宜、資料2以降の要点も盛り込んでいただいておりますが、全体をまとめでは、さすがに議論がしにくいかと思いますので、二つに分けさせていただきたいと思います。資料1の1ページの末尾に書かれておりますように、改定のポイントとして数値目標の見直しと施策の見直しがございます。数値目標の見直しにあたっては、ここ数年のつくば市の廃棄物の量がどのようにってきたかということ、あるいは、アンケート調査結果などもございますけれども。前半の資料2、3、4の主にデータに関わるところについて一通り御質問御意見お受けして、後半で、それに基づいて計画の中に盛り込む施策について、どのようなところに力を入れていったらしいかという御意見頂くという2段階にさせていただければと思います。

今日、大変多くの委員に御参加頂いておりまして、なるべく多くの委員に御発言頂きたいと思っておりますので、どのくらいの委員が御発言を希望されるかあらかじめ把握したいと思います。このところ、やや格式ばった進め方になって恐縮ですが、前半の数値に関わるところあるいはアンケート調査に関わる御質問御意見がございます方は、この札を立てて意思表示をしていただきたいと思います。途中で、他の委員の御発言聞きながら、追加で立てていただきても結構でございます。それでは、一番早かつた木下委員からお願いいいたします。

木下委員：実は、事前の御意見の回答で一番上に書いてあるのは私なのですが、何故こんなふうに劇的に目標達成されてしまったのかがすごく不思議でして、やはりそれがよく分からないと次の目標値の立て方も難しいのではないかと思ったのですが、今日の回答だと分かりません、色々なことがあるのでしょうか、ということなのですが、実際、どんな感じなのでしょうか。生の声といいますか。

森口会長：非常に重要なところかと思います。私なりの御回答もさせていただきたいと思います。一問一答ではなく、他の委員の御意見も伺った上で、まとめて事務局、そして、私からもレスポンスをさせていただきたいと思います。まず、一巡目は、御質問だけでよろしいでしょうか。

木下委員：はい。

森口会長：それでは伊神委員お願ひいたします。

伊神委員：カスミの伊神です。目標値の設定ですが、事業系の目標値に関しては、事業者数が増えていくと、やはりそれに比例するということがあると思います。生活系の場合は、人口1人当たりという設定になっていますので納得性がありますが、事業系の方は、増えた分をどのように施策を組み込んでいくのかが後についていないと、実現性が見えないなと思いました。

森口会長：生活系の方は原単位が1人1日当たりとなっていますが、事業系の方は絶対値になっているので、規模が大きくなっていく中で、それでいいのかという御指摘だと思います。

一通り御意見御質問をお受けした後でということでしたので、原田委員お願ひいたします。

原田委員：原田です。今、言われたところ、一つポイントとして、人口が増えていることを考慮しなければいけないと、事業系の方の成績が悪いというのは、それがそのまま入ることもあるので、やはり、データを出す時には、二つの出し方をしておいていただかないと、見方が混乱するのではないかと思います。分析値と合わせてみると、私はこういうふうに読みました。やはり、プラスチックのリサイクルが少しは効いていると。それによって、

プラスチックの比率が減っている訳で、その部分が、特に、生活系に関しては効いていると。事業系は、全体量が増えていますが、野放しになっているのが、紙ごみであると。分析値からみても。生活系も、事業系も。特に、事業系の紙ごみが多い。事業者のアンケートに答えられたのが、建設系が多い。ということは、中小企業の建設系の紙ごみが一番問題になるのではないかということを、このデータは示しているように私は受け取りました。その辺の読み方が間違えているようであれば、御指摘頂きたいと思います。

森口会長：ありがとうございます。それでは、加茂委員お願ひいたします。

加茂委員：今日は沢山の方がいらっしゃるので、ポイントを専門のプラスチックに絞ります。先ほど、原田委員がおっしゃったのですが、生活ごみのプラスチックは減ってはいますが、そんな変わっていません。ただ、正確な年度は覚えていませんが、つくば市では容器包装のリサイクルを始めたと思いますが、その影響が全然みえていません。それは、何故なんだろうかと。一方で、事業系のプラスチックは、かなり激減しています。そうすると、その理由も、民間の方で一生懸命やったのかと。

何が言いたいかというと、今、目標値として出している数値は、要するに、推計値ですよね。単にトレンドで見た推計値なので、目標値というのではなく、やはり、もっと別の意味があって、今まで何かアクションを起こして、そのリアクションがあって、それを考察して、次にどうやるかというのが、本来の目標値なので。私、今、プラスチックの話をしましたが、他についても、考察がない。ですから、それに対して、どういうアクションを起こすか、その意味がよくわからない。今の目標値は、単に推計値ですから、その辺少しいかがなものかと思いました。

森口会長：ありがとうございます。小林委員お願ひいたします。

小林委員：プラスチック系のごみについてですが、これはサステナスクエアで回収されたものということでよろしいですか。であれば、実際に、プラスチックごみとして出されるものは、カスミやビッグハウス等で、ある意味、インセンティブがついた形で回収されたり、していたりしていると思います。そちらの方に出されたものも、このデータ中に入っているのでしょうか。プラスチック類の資源化可が、資源化不可よりも少ないので、インセンティブがついているショップ等で回収されているものが非常に多いのではないかというのがひとつ。それから、資源化不可と書いてありますが、これは、資源化可に持っていくことができるものがどの程度含まれているのかを知りたいと思います。

森口会長：ありがとうございます。ここで一度切らせていただきます。一問一答せずに、委員の御意見を伺ってからでよかったなど、小林委員の方から一部答えになることも出していただいたかなと思います。事務局からも補足していただけるかもしれません、廃棄物の量の統計の取り方については、国の一定のルールがありまして、店頭回収分は含まれておりません。従って、小林委員の御指摘のとおり、消費者がプラスチックごみを市の回収に出すのではなく、カスミさん等の店頭回収に出していただきますと、その分、市の集計する廃棄物の量は減ります。ただ、実際、家庭で購入し廃棄物として捨てたものの量が減っているかどうかというのは、その部分があります。それからもうひとつ、事業系の排出量がなかなか減っていないくて、一般ごみが減っているというのもトレードオフと言いますか、従来と比べ、特に、食生活は、材料を買ってきて家庭で調理くずが出るというスタイルから、かなり加工度の高いものを消費者が買ってきて、容器包装の類を店頭にお返しするスタイルになりますと、一般廃棄物として出てくるものは、数字上は減ってくることになります。市の収集量が減っていくということと、家庭で捨てているという感覚があるものとの違いもある

り、この辺りは、国全体の統計制度といいますか、廃棄物処理制度に絡んでくるところもございます。市の方では分からぬという回答されましたが、そういうことを少し書き込んでいただいても良いと思います。これはどの程度可能なものかわかりませんが、店頭回収されているものの総量がどの程度増えているのか、あるいは、そういうものの絶対量が、家庭から排出されて市が収集されたものの量と見合うような数字になっているのかどうかということは、もし事業者さんの御協力を得られるようであれば、そういう定量的な解析はしておいていただきても良いのかなと思いましたながらお話を伺っておりました。それでは、つくば市の方から御回答頂けるところがあればお願ひいたします。

事務局：環境衛生課課長の木村と申します。御質問ありがとうございました。先ほど、会長からもお話がありましたとおり、木下委員の御質問の1人1日当たりの生活系ごみの原単位の量が減った理由について、先ほどの説明の中では分からぬと発言しましたが、実際の細やかな分析は、なかなか難しい状況でございます。店頭回収されたものにつきましては、この数値の中には入っておりません。例えば、市の古紙回収日に出していた新聞紙や段ボールを、スーパーなどの回収を持って行くと、その分は、こちらの統計から無くなるという状況です。組成分析の調査結果にもありますとおり、生ごみについては、大分、量が減ったという印象があります。生ごみは、スーパーなどでは回収できないものですし、生ごみ処理機やコンポストも、大分浸透してきていることから、減ったのではないかと推察される状況です。そういうところが、1人1日当たりの生活系ごみの量が減った理由ではないかと推察されます。

それから、伊神委員からも御指摘がございました事業系ごみについてです。近年、特に大型の物流倉庫が建設されています。高速道路の利便性が上がり、様々な大型店舗が建設されていますが、そこから出る段ボールの量が非常に多く、一つ、二つの事業所では太刀打ちできないくらいの量が、

一つの倉庫から毎日発生します。ただ、それ自体は、全てリサイクル、資源化されている状況ではありますが、排出量というものは統計上、100%リサイクルしてもゼロにはなりませんので、どうしても絶対量は増えてしまっています。伊神委員の御指摘にもございましたが、そういう事業所がさらに増えていくことが想定されます。今回、たたき台として、目標値を本来の令和2年度の計画と同じ値を使わせていただきましたが、こちらも事務局としては非常に悩ましいと思っている状況でございます。それから、原田委員の御指摘の建設系の企業からの紙ごみについては、ちょっと分からなかったのですが。

原田委員：アンケートの方です。

事務局：確かに、アンケートの方は頂いております。また、組成分析調査をやらせていただいた時に、業種ごとに統計をとっています。今回、大中小、様々なところ、なるべく業種もランダムになるように検体を取らせてもらいましたので、建設系の会社は何社かあったようですが、このグラフには、そこまでは反映されていないと思います。加茂委員から頂きましたとおり、プラスチックの影響がなかなか見えていないというところと、目標の設定、細やかな検証が出来ていないことについては、誠に申し訳ございません。なかなか統計上難しい現状もございまして、今回実施しましたアンケートや組成分析調査の結果から、計画の原案を出させていただいたところでございます。

森口会長：ありがとうございます。事業系のところは本当に大変難しいと思います。今回、時間の関係で細かいところに触れておりませんでしたが、収集業者にもアンケートをしていて、排出事業者にもう少しきっちり取り組んで欲しいという御意見もありました。それから、事業系の組成分析調査については、前回も、業種についての御意見を頂きまして、実施直前でし

たが、委員の御意見を踏まえ、私からも市にかなり無理をお願いし、業種を少し調整していただきました。それでも、十分でないところがあるかもしれません、かなり貴重なデータが得られたと思います。

原田委員から御指摘があった建設業のところは、私もデータを追い切れなかったのですが、プラスチックも含めて事業者が産業廃棄物として排出しなければいけないもの、事業系一般廃棄物として排出可能なもの、その辺の取り合いの中で、産廃として出てくる建設系の廃棄物がたくさんありますので、事業系一般廃棄物全体に占める業種別のシェアでどうかということになると、また、事業者の規模など色々なことが出てくると思います。どうしても、このような比率のデータだけだと、全体を見切れないところがあると思いますので、その辺りを引き続き工夫頂ければと思います。

ちなみに、何度かこの場で申し上げていますが、事業者から出てくるプラスチックは、法律上、基本的には全て産業廃棄物です。ただ、多くの自治体で、事業系一般廃棄物の中にプラスチックが含まれていても収集はしているという実態があります。しかしながら、プラスチックは産業廃棄物だという指導をもう少し徹底していただくことによって、事業系ごみの減量化に結びつくこともあるかと思います。それから、物流倉庫の問題は大変悩ましくて、国全体でもそうですが、リサイクル率を計算するにあたり、資源的なものでも、廃棄物の量として分母に足した上で、分子の方にリサイクルされた量として計上することになっています。今日、時間の関係であまり詳しく説明されませんでしたが、昨年度もリサイクル率が市全体として上がっているのは、実は、その物流倉庫の段ボールが寄与しているところもあり、ごみ量は増えてしまっているが、リサイクルされていると。しかし、このような集計方法が良いかは大変悩ましいところです。ただ、市で行われている活動全体の実態は、このようになります。非常に大規模事業者が立地された時に市全体の色々な数字に大きな影響を与えるということが、かなりの懸案課題としてあります。

この審議会の所管事項ではないのですが、今度、大規模なデータセンタ

一が立地するという話がございます。そうすると、つくば市の電力消費量がそれだけではね上がってしまいます。それをどう考えるのかといった問題もございます。この辺り、市全体の計画を作る上で、そのような大規模事業者が立地した場合の扱いをどうするのかということも、非常に重要な課題だと思います。木下委員、では二巡目ということでお願いいたします。

木下委員：これは専門の委員の方にお伺いしたいのですが、先ほど、家庭ごみの目標値がいきなり達成してしまったということでしたが、これは1人当たりの排出量ですので、そうすると、増えた人口の中身が影響しているという可能性はあるでしょうか。つくば市は、随分人口が増えてきていますが、それが、子育て世代であったり、若い世代で、そのお子さんが小さかったり、赤ん坊だったりだとしても、人口としては1人です。それは、数字のマジックではないですが、影響しているのかなと素人考えで思ったのですけど、いかがでしょうか。

森口会長：非常に貴重な御指摘だと思います。それが環境上良いかどうかは別として、最近、随分高層マンションが建っており、ディスポーザー装着のマンションなども増え、生ごみがそちらにいっているという実態もあると思いますが、それが定量的にどのくらい効いているかを把握するのは難しいと思います。増えた人口というのは、TX沿線のマンションなどに住んでいる方もたくさんおられると思います。木下委員の御指摘のとおり、同じ1人でもどういう年齢層の人口が増えているのかによっても、原単位が変わってきます。もちろん、小さいお子さんがいれば、紙おむつなどが増えてくる要因もあります。だけど、本当に1人当たりの原単位としてそこまで増えるのかというと、そうならない部分もあると思います。冒頭の挨拶で触れようかどうか迷ったのですが、ちょうど9月にエポカルつくばで廃棄物資源循環学会を開催させていただくことになっており、つくば市環境衛生課にも全面的に市民展示で御協力を頂くことになっております。廃

棄物資源循環学会でも計画作りというセッションがあるぐらいですが、稲葉委員、何か最近の動向で原単位の話とか、事業系の問題も含めて難しい状況があると思いますが、何か御発言頂けることはございますか。

稲葉委員：今、委員長からも御説明があったように、9月の廃棄物学会での展示ではつくば市さんの取組について、御発表頂くことになりますし、この場を借りて御礼申し上げます。原単位などについては、今ここで議論されているように難しい問題があります。店頭回収等、市のデータとしてカウントされないところは、研究所でも大きな課題となっており、既に、滋賀県を対象に推計した研究事例もあります。それが、全国で同じように推計でき、その精度がある程度保たれるのか、もう少し何か追加の調査が必要なのか、当然、精査していく必要があると思います。そういうことを、茨城県やつくば市さんでも必要になってくると思っております。それが私たちの研究課題もありますので、今後、研究を進め、その成果が反映されていくことになると思います。

森口会長：多分、大変難しいのは、このように人口が増えていて、特に、お子さんが増えているような自治体は全国的に見ても非常に珍しく、なかなか参考となる事例がありません。もちろん、T X沿線の埼玉県内、千葉県内にもそういう部分がございますが、そういったところの動向などももう少し収集していただくというのが一つあります。三郷、八潮あたりも同じような状況があるかもしれません。全国的なトレンドでいうと、資料8にもありましたように、高齢化していく中でごみ出し支援をどうしていくかといったことがある中で、比較的珍しい事例なのでなかなか参考となる情報が十分にはないかもしれません、そうであるがゆえに、しっかりと情報収集をした上で、将来の計画に活かすことが非常に重要だと思います。なかなか限られたところございますが、店頭回収の影響なども含めまして、是非、つくば市さんが学会に来ていただいた際に専門家に質問していただ

いて、こういう機会に交流を深めていただければと思います。原田委員、お願ひします。

原田委員：どだい無理なんです。要するに、今、マンションにしてもそうですし、販売店にしてもそうですが、どんどん事業系中心に物が動くようになっている訳です。従来のように、住んでいる人たちの家があって、自治体がそのごみを集めているという形ではないので、事業系を含めたカウントができるシステムを考えないといけないです。特に、今度の5月に、再資源化高度化法案というのができて、事業系の動きがもっと積極的になってくると思いますので、今までのやり方でやっていると、つくば市だけで集めたデータをみていたのでは、どうしようもなくなる可能性があると思います。ですから、今の段階では、まだ何とも言えないのですが、新しいデータの収集の仕方や事業者との連携の仕方を考えて、法律もありますけれども、実態を把握するためにデータをどう取るかということを本気で考えないと、急速に事業系が進んでいくと思いますので、市が置いていかれた形になる危険性がものすごくあると思います。私もまだ分からぬですが、そこを考えて欲しいと思います。

森口会長：ありがとうございます。冒頭の挨拶で申し上げました循環経済閣僚会議なるものまで出たぐらいで、これまで循環型社会という言葉の中で、社会というのは市民がかなり主役で市民がしっかり分別しましょうというところになっていたのが、欧州でも循環経済という言葉になり、日本もややそれに追随している感があります。原田委員の御指摘のとおりで、かなり事業者中心で回っている部分があります。それから、ネットショッピング、通販などもあり、先ほど、物流倉庫の話もありましたが、そうした中で、消費者の行動変容というよりは、かなりライフスタイルが変容してることとは確かであります。これは、つくば市の責任ではなく、環境省の一般廃棄物の実態調査が従来型の自治体のごみ処理行政中心という

ことで組まれてしまっています。その部分は、もちろん改革途中ではあります、一方で、物流倉庫から非常にたくさん段ボールが出てきて、それがリサイクルされているという実態については、既に市の方で、こういう計画の中に盛り込んでおられます。それから、伊神委員はじめ事業者代表の御出席ですが、事業者の方にも御協力頂き、家庭からの廃棄物のフローを、事業者の方にもデータを出していただいてつくば市域で動いている活動の全体像をより的確に捉えられるような仕組みを作ります。国への報告は報告として、市の計画としてはここまで含めましたというような作り方はあり得るかなと思います。限られた時間ではありますが、そのあたりを考慮させていただければと思います。札を挙げておられる方いらっしゃいますので、加茂委員、小林委員、櫻井委員の順で、お願ひします。

加茂委員：短く、プラスチックに限ります。先ほどの質問で、燃えるごみの中でプラスチックの量が 0.3%しか減っていないくて、これは、後に多分、容器包装リサイクル法に従った施策の意味がないということになってしまいますので、施策評価でこの数字はまずい気がします。本当にそうなのか、どういう評価なのか、今日答えていただかなくても結構ですが、それを少し考えていただかないと、せっかくここで苦労してやったことが、意味がないということになってしまいますので、その辺少し御検討頂ければと思います。

森口会長：ありがとうございます。プラスチックごみは、減量化ということを目的にはしていますが、国全体のトレンドとしてもそうなっていない部分もあります。その辺り、市の方からお答え頂けるところがあれば頂きたいと思います。では、小林委員お願ひいたします。

小林委員：資料2の23ページを見ていただきたいのですが、写真4-3、まさか

こんなに販売店から出ている直接廃棄、全部食べられる状態のものがそのままごみになっているとしたら、これはゼロにできるのではないかと思いました。

例えば、事業者さんの方がそれをディスカウントすれば、カスマの某店では、以前は70%オフまでして殆どのものが売り切れる状態になっていたのですが、その後、その販売店は、30%オフまでしかしないようになったのですが、それから、こういったものが大量に残っているのを見たことがあります。こういった食べられる、実際に利用できるものが、そのまま捨てられているというのは、何らかの形で対策を取れると思うのですが、その辺について、事業者さんの御意見を頂きたいです。

それから、食べ残しも結構な数があるみたいなのですが、例えば、こういった食べ残しのものであっても、豚のえさなどになるので、そういった形で、実際に消費していくことが出来なくはないと思います。そういうことも、今後、参考にしていただければと思います。

森口会長：非常に具体的なところ、ありがとうございます。特に、今回は、食品ロスの計画も同時にということで、非常に重要な御指摘を頂いたと思います。国全体でも、食品のリサイクル法の中でも、食品製造業や上流側の産業の取組がかなり進んでいる一方で、販売店や飲食店等でのこういう問題があるということで、つくば市でもかなり生々しくこういう問題がありますというデータを、今回、お示し頂きました。大変お待たせいたしました。櫻井委員、お願いいいたします。

櫻井委員：商業者の代表です。やはり、問題は事業者の排出の仕方に結果が出てきたかなと思います。一般市民の皆さんには、かなりごみを出すということをきちんとと考え、決まり事を認識して、浸透したと思います。問題は杜撰な事業者がいるのだろうなと思います。でもこれは、もっとしっかりとできると思います。それは、ほとんどが許可、あるいは認可、許認可を出し

ているところで、最初からきちんと約束をさせる、この徹底に尽きると思います。ですから、事業所に対して許可を出すところイコール役所かなと思います。排出物はこういうふうにしろということを、許可を出すところできちんと命令を出す、指示する。あるいは、それが守れない時にはこうします、最悪は出している許可を取り消すという、そういうところまでの徹底さが必要なのではないかと思います。

例えば、収集業者がその近くの事業者のものだということを分かっていて、それを置いていった時、収集業者の側に立って物が言える役所になっているかどうかです。収集業者が、今日も来ていると思いますが、そういう徹底が出来なくはない訳です。ですから、最初から、許認可を出すところの姿勢が問われるということは言えると思います。むしろ、一人一人の市民の人たちの方が、大変かなと思っていましたが、かなり浸透してきて、そういう結果、数字がきちんと出てきたと言ったら、あとは許可を出す側の役所側がしっかりそういうところまで取り組まないと事業者の数字は良くなりません。そういう時こそ、私のような会と一緒にになって徹底したものを配布する、許可を出した後もきちんと継続的に監視する、命令をきちんと出し続ける、こういう姿勢が大事かもしれません。

森口会長：大変ありがとうございます。商工会長から非常に心強いメッセージを頂いたと思います。せっかくの機会ですので、資料3の51ページ以降に収集運搬業者（許可業者）と書かれている欄がございます。許可業者というのが事業系の一般廃棄物を集めておられる業者で、委託業者というのが生活系、家庭系のごみを集めておられる事業者です。53ページに自由意見の中で、市から関係各所の分別の説明や排出事業者へより一層分別しないと処理できないことを指導して欲しいという意見があります。ということは、許可業者もプロセスで集めておられる中で、これはまずいのではないかと思っておられる訳ですが、お客様ですので、なかなか強く言いづらいという部分もあるかと思います。例えば、指導の徹底の最後に書かれ

ていますが、契約者に対して分別等の注意をし過ぎると、分別意識が低い収集業者を探し、別の収集運搬業者に契約を切り替えられてしまう事例が多くあります、とあります。意識の高い許可業者が良くしようと思われる、御自身のお客様を取られてしまうという、悪貨が良貨を駆逐するという状況になってしまって、そういったところをどうやって業界を挙げてやっていただきか、あるいはそういったところをどうやって行政として介入していただきかというのは非常に重要なところで、櫻井委員に口火を切っていただきまして、大変ありがとうございます。

櫻井委員：業者の許可も取り上げるくらいでないと駄目です。

森口会長：排出事業者が切り替えてしまうような意識の低い許可業者は、許可を取り上げるくらいでないと、という強いこともおっしゃっていただいておりますので。

櫻井委員：協会では、そういうことを覚悟してやっていると思います。

森口会長：対崎委員、お願ひします。

対崎委員：お時間頂き、ありがとうございます。つくば市的一般市民の収集運搬をしているつくば市環境協会と申します。今回の調査の中にあった東西南北地区、全て我々の協会で、一般ごみの回収をしております。また、我々もそれぞれ許可業務を、市と契約しておりますので、つくば市内の事業系の全てではございませんが、お客様からの廃棄物も日々回収しております。業者の中でも優良な業者、もしくは適正に執行しようとしている業者がいる中で、こういった曖昧のままお客様と契約してしまう、私も手元を見ていませんので、この場でこの業者だと申し上げることは控えますが、確かに噂は聞いております。また、つくば市の許可を受けている業者は、

市外の方々も多く含まれておりますので、我々も、他から来る方々の手元は全く見えません。車が日々往来しているのは確認していますが、どこでどういうお客様とどういう内容の御契約をし、収集運搬をしているのかまでは分かりません。ですので、この方について、こういった不適正なことをお客様との間で契約していることに対して、我々としても憤りを感じることであって、なおかつ、今後こういったことが発覚した場合、行政サイドの方で強い指導及び櫻井委員からお話のあった許可うんぬんという話までいってもいいのかなと思います。

櫻井委員：対崎委員が言っている許可は、自分の会社の許可ですよね。私が言っている許可は、事業所全体のことです。聞いている人は混同しますよ。

対崎委員：今、私が申しました許可というのは、事業系の一般廃棄物の回収に関する許可という前提でお話をさせていただきました。

櫻井委員：補足します。つくばの市役所の許可がなくても、つくば市内の事業者から収集できるものがあるということです。それは、何でしたか。段ボールですか。

森口会長：資源物ですかね。

櫻井委員：つくば市が許可を出していない車が、市内で収集していることもあるということを言いたかったのです。多分。それで、私が今言ったのは、飲食店を含め、色々な販売をやっている事業者などを言ったのです。だから、そういうものは、全部、役所が管理をしているはずなので、最初から、例えば、事務所の中のペーパーに至るまで、きちんと指導する。決めたものを渡す、そういう事をしたら、事業者の方が、もっと徹底的に早く良い結果が出ると思います。

森口会長：課長、今日お答え頂けることは限られてくると思いますが、災害廃棄物の計画策定時に危機管理課に御協力頂いたのと同じように、櫻井委員には商工会会長として御出席頂いてますし、商工関係を所管しておられる課に、環境衛生課だけではなく、ごみに関する態度がよろしくないとそちら側からもきちんと指導してくださいというのが、櫻井委員のメッセージの主かと思いますので、そういうことの可能性について何か御発言頂けますか。

事務局：御指摘ありがとうございます。やはり、ごみを排出する事業所の意識が重要となってくるということがアンケートの結果として出ております。そういうことを踏まえて、府内の関係各所や商工会とも連携して、ごみを排出する事業所にも指導をしていければと思っております。

森口会長：ありがとうございます。後半に関わるところにも、既に掛かりつつありますが、伊藤委員が先ほど札上げておられましたが、よろしければ。

伊藤委員：櫻井委員の御説明と重なるところがいくつかありましたので、承知しましたのでよろしいと思います。それから、先ほどの話に戻りますが、1人のごみ排出量だとか、事業系と生活系の違いを出すのが非常に難しいということなので、最初は少し面倒でも、定義付けというか、条件付けを細かく、子どもの数は含まないなど、そういうことも含めて、一つ一つの条件を細かく決めていくと、後々かなりやりやすくなるのではないかと思っております。

森口会長：ありがとうございます。佐藤委員、大変お待たせしました。お願いいたします。

佐藤委員：専門的委員の後に話をするのは少し恥ずかしいのですが、消費者団体として、年に3、4回、お子さんを対象にイベントをやっています。20年前はごみ袋も燃えるごみと燃えないごみだけでした。それが10年位前でしょうか、ペットボトルも分けてくださいと子どもたちが言ってきました。今年度、実を言うと、小学校の子ども何人かが「おばちゃん、プラスチックのごみは分けなくていいの？」と聞かれました。それは学校の授業のやり方で、私たちは、面倒くさいから、ごみ袋は二つあればいいかなと思ったのですが、子どもたちは、お菓子の袋を「おばちゃん、プラスチックはどこに入れたらいいの？」と聞くので、「燃えるごみに入れてください」と答えてしまったのですが、専門的な話をしている中で少し恥ずかしかったので、申し訳なかったです。それから、食品ロスの件ですが、子ども食堂、みんなの食堂というものにも、私たちは関わっています。カスミさんや色々なところから声を掛けていただいて、貧しいといつたら悪いのですが、お宅を持って行ったりしています。大人300円、子供100円、本当は30人くらいが理想だと思っていたのですが、話を聞いて大体50～60人来ていて、少し来過ぎなので宣伝はやめようかなと思っていますけれども。食品ロスでは、本当にコンビニさん、カスミさんにはすごくお世話になっています。個人的にもフードロスということでこういう活動をしていますということで、お肉をたくさん買ったけれど食べきれないで使ってくれませんかという形で、徐々にですが、2年位前は、お肉などを買ったりしていたのですが、お肉も半分買うのですが、買わなくていいような献立ができるようになったので、私たち専門的なことは分からないのですが、「くらしの会」として消費者団体としては、これもひとつの勉強、環境に関わったのかなということで、自慢ではありませんが、本当に子どもたちには勉強になって、親として恥ずかしいな、「ここに燃えるごみを捨てなさい」と、なぜあの時「作りましょうね」と言わなかつたのかなと反省しています。

森口会長：学校教育からお子さんを通じて大人にフィードバックされるという、この分野ではよく言われていることかと思います。ありがとうございます。

原田委員：お菓子の袋について、今、つくば市ではどのように指導されていますか。要するに、容器包装であることは間違いないのですが、リサイクルをする立場からすると、これがプラスチックのリサイクルごみに入ってしまうと迷惑です。だから、燃えるごみに入れて欲しいのですが、容器包装という観点もあるので、非常に複雑だと思います。つくば市では、今の問題にどう答えているのか教えてください。

森口会長：プラスチックは、アルミ蒸着かどうかによっても違いますし、現在、つくば市はマテリアルリサイクルの業者に受け取っていただいてますけれども、ケミカルリサイクルの業者に受け取っていただく場合は、お菓子の袋も入れていただいていいので。

原田委員：それは入札に関係してるわけじゃないですか。つくば市としては、今のお話のような時に、どのように答えるのが正解だと思っているのかを聞きたいです。だから、間違いじゃないのですよ。

櫻井委員：お菓子の袋は、透明のものですか、それとも絵柄がついているものですか。

森口会長：それにもりますし、ポテチの袋のようにアルミが混じっているものとそうでないものによっても違いますので、お菓子の袋という言葉でも、実は一言では言い切れないところがあります。ただ、柔らかいプラスチックをリサイクルするかどうかに関しては、欧州では、どちらかというと硬いプラスチックを中心にやっていて、日本では、とにかくリサイクル

に適していると適しているまいと、全体をたくさん集めましょうというのが国の容器包装リサイクル法の方針ですので、つくば市としてもそれを超える話がなかなかできていません。しかし、前回も申し上げたとおり、しっかりとプラスチック新法のもとで、つくば市独自のリサイクルをやりましょうということであれば、そこは新しくできるとは思います。木村課長、お願ひします。

事務局：プラスチック製容器包装の外袋に関しては、透明なもの、内側がアルミ蒸着しているものも含めて、プラスチックとして分別してください、と御案内させていただいております。なお、アルミ蒸着しているものでも、油汚れのあるもの、水で流しても汚れが落ちないものについては、燃やせるごみに入れてくださいと御案内させていただいております。

森口会長：これも日々変わっておりまして、今の国の方針がそうなっているので、リサイクル事業者の自動選別も高度化されています。そういう意味では、わざわざ分けていただいた上で、リサイクルを阻害していた時代もありましたが、そうでない技術を入れておられるところもあるので、本当に一概には言えません。大変難しいのは、今の制度上、どの事業者がリサイクルするかは入札で決まる仕組みになっておりますので、どういうふうに分けていただくのが技術的に最適かということもなかなか決めにくい状況です。非常にハードルが高いのですが、こういったところを改善するための新しい法律もしております。これについてやり出しますと本当に時間がかかりますので、処理基本計画全体の話の中でもプラスチックは重要であるということは重々承知しておりますが、詳しく入り込みますと本当にきりがないので御勘弁頂ければと思います。

原田委員：要するに、決めの問題です。議論の問題ではなく、市がどういう態度をとるかという問題で、それに従って、皆行動しようということだと思います

います。

森口会長：まとめで言いますと、ごみの分別カレンダーに皆さん頼っておられるということですので、来年度配布される中にプラスチックをどのように書き込むかは重要だと思います。少し後の時間がだんだん心配になって参りましたので、以後の御発言、特に、範囲を縛りませんので、既に施策の見直しに関わるところも含めて御発言頂いていますので、木下委員、稲葉委員の順でお願いいたします。

木下委員：先ほど、櫻井委員の話に関連して、市の担当の方でも指導をしますということでしたが、守れなかつた事業者に対してパニッシュメントというか、実際、何かあるのでしょうか。要するに、指導するだけだったら、多分、言うことを聞かないところは、延々と聞かないと思います。抜け道ばっかりで。そのところは、法的なものやあるいは何か縛りはあるのでしょうか。

櫻井委員：条例で作ってもらつたらいい。

木下委員：条例を作らなければいけないということでしょうか。今はないと

うことですか。

事務局：具体的にそれを守らなかつたらどうなるという条例はございません。

森口会長：今日は重要な御指摘を頂いていて、県からも委員が御出席頂いていますが、産業廃棄物については、排出事業者の責任が非常に強く規定されていて、かなり強い措置がとれます。事業系一般廃棄物というのは、実は、一般廃棄物と産業廃棄物の狭間にあります。法的な解釈が大変難しいところで、かなり自治体に委ねているところかと思います。もし、県下

で他の事例があれば、仲田委員の方から後ほど御紹介頂ければと思います。やはり、そういう制度の狭間にあることで、やや不適切なことが起きがちです。先ほどのお話のように、段ボールや金属くずなどは「専ら物」といいまして、従来から、習慣的に許可なしに集めることができます。先ほど、そういう時に、ついでに他のものをを集めているのではないかといった話もありましたので、非常に難しいところございます。しかし、全体としてもう少し行政の方から指導できないか、指導だけでは生ぬるいので法的な根拠がないと踏み込めないのではないか、というお話がございました。これは、次回までの非常に重要な宿題としてお預かりさせていただきたいと思います。木下委員、よろしいでしょうか。

木下委員：今の話は、ごみの収集の方ではなく、事業者の方ですね。

森口会長：事業者の方はそれで許可取り消しというのは、多分、今は出来ないですよね。

櫻井委員：最初の許認可を出す時に、一筆書かせてはどうですか。許認可を取り消されてもいいと。

森口会長：法的なところを御検討頂ければと思います。非常に重要なところだと思いますが、かなり慎重な検討が必要かもしれません。稻葉委員、お待たせしました。

稻葉委員：先ほど、食品ロスの話が出ましたが、今回、食品ロスは重点を置いておられるということで、例えば、資料1の2ページにある資料2のまとめのところで、結局、都市部の方がたくさん出ているという考察をされていますが、その詳細版の資料2の7ページから9ページにかけて、各地区の組成分析の詳しい結果があつて、厨芥類の内訳として、食べ残し、過剰

除去、直接廃棄、調理くずの割合を出していますが、都市部でも東と西で、若干、違うという傾向があるのかなとみておりました。何がいいたいかと言いますと、都市部でも単身の世帯が多いところや、家族世帯が多いところ、集合住宅、戸建住宅という違いもあるでしょうし、戸建住宅でも、従来の戸建住宅と新しく造った戸建て住宅があって、従来の方は、少し高齢化が進んでいるといったように、若干、傾向も違ってくるのかなと思いました。そうすると、対策も少し変わってくるかなと思います。その辺、食品ロスについて、都市部、地方部という見方もいいですし、都市部の中でも色々あるということを見ていただければと思います。

森口会長：ありがとうございます。今回、地区ごとに見ていただいているが、地区の特性だけでは説明しきれないと思われるところもあり、サンプリングの代表性を確保するのは難しいと思いますが、つくば市は地区によって特性が違いますので、そういうことを考慮した上で取り組んでいただければと思います。では、肴倉委員、加茂委員、伊神委員、木下委員の順でお願いいたします。肴倉委員、お願いします。

肴倉委員：私からは資料5の8ページにリサイクル率がありますが、平成30年度は20%のところ、令和5年度で26.6%と、大きく6.6ポイント上昇しておりますが、その内容を見ますと、先ほど来お話があります段ボールと焼却灰の資源化がほとんどかと思います。それを、令和11年度29.7%、3.1ポイント向上させるというのは、なかなか難しいだろうと思っております。結果的に灰をリサイクルしたり、段ボールの量が増えたりすると、達成はできるのですが、先ほど、佐藤委員からもありましたように、市民の方が努力してリサイクルを頑張ったという数字とは少し違うものになってしまっているので、もう少し何か数字の工夫がないかなと思います。という意味で、段ボールあるいは焼却灰を除いたリサイクル率といったものを、国への報告とは別に、市の中できちんとウォッチしていくべきでは

ないかというのが私の意見です。

森口会長：非常に貴重な御意見、ありがとうございます。今回は、中間見直しなので、補助的な指標なり目標なりを作るということもあり得るかと思います。生活系と事業系、明らかに違うものを足し合わせてやっておりるので、生活系だけのリサイクル率が、もしできるのであれば、それも一つかなと思います。木村課長お願ひします。

事務局：ありがとうございます。そういうた数字を出すことは可能ですので、灰のリサイクル率、多量排出事業者による段ボールなどを除いた、いわゆる市民レベルでのリサイクル率を出すことができると思います。具体的な計算方法も、また相談させていただきながら、次回以降の審議会でお示しえきればと思います。

森口会長：ありがとうございます。そうすると、次回、パブコメ案を作っていくことになっていて、それを、実際、計画の中に書き込むかどうかは要検討だと思いますが、これまでの家庭系のリサイクル率の推移を示していただいて、目標値を作るかどうかはその時に議論ということになると思います。肴倉委員からの御指摘は、具体的に市の方で対応可能なところだと思いますので、次回に向けてよろしくお願ひいたします。加茂委員お願ひします。

加茂委員：今回の計画の中で、製品プラスチックに関しては全く言及がなく、この計画は、あと5年、2029年ですよね。先の話で難しいのも承知ですが、かなり先進的な自治体では取組を始めていますので、それについて全く計画がないのか、何らかのことを考えているのかを教えていただけませんでしょうか。

森口会長：これも再三私の方から指摘している点で、プラスチック新法に対する取組ということで、容器包装以外のプラスチックに関してどうしていくのかということについて、あと5年あるので、具体的なことを書けないとしても、何か検討しますくらいのことはせめて書いて欲しいということかと思います。いかがでしょうか。

事務局：こちらの施策につきましては、資料7のごみ37ページに、製品プラスチックの資源化の推進を検討していくということで記載しています。

現状、リサイクル自体がなかなか進んできていない状況ですので、どうしても行政とリサイクラーで、ある程度、協力してやっていくような形が、前例としてはあるような状態です。そういうものが出来上がってくれば、他力本願なのですが、そういうことも含めて検討していきたいと考えております。

加茂委員：難しい点は重々承知しています。ただ、努力はしていただければと思っています。

森口会長：分別収集、再商品化に関してやるかどうかについては、時間が限られて触れられませんでしたが、家庭向けのアンケート調査の中にも、その設問を入れていただきしていました。資料3の23ページ、「プラスチックに関する資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品プラスチックの分別・回収・リサイクルが自治体の努力義務とされています。このことについて知っていましたかという問い合わせで、知っていた方は4分の1に過ぎないのですが、もし、それを分別収集する場合、協力できますかという問い合わせでは、84%が協力できるとお答えを頂いていて、法律は別に知っているか知らないかはどうでもよくて、市がやるのであれば協力しますと皆さんおっしゃっていただいて、非常にサポートを頂けそうなので、あとは、これを市の方でどう料理するかというところまで来ているということで

ございます。お待たせいたしました。伊神委員お願ひいたします。

伊神委員：カスミの伊神です。資料2の3ページに産業大分別事業所数というのがありますが、事業所数は8,208あるということで、今こちらに参加させていただいているのは、一部の事業者でございます。事業者に関する施策がとても荒いなど感じております。写真で映し出されると、これはうちじゃないかという印象を与えてしまっていますが、非常に肩身の狭い思いで聞いておりました。やはり、この事業者分類別で、何が出ているのかとか重量とかそのくらいはあって、それで、減らそうみたいな感じにならないと、一部の事業者しか取り組まないことになってしまいます。先ほど、櫻井委員もおっしゃっていましたが、事業者の許可証を取るというのは、それを知らないうちに、もしかして、あると大変なことになってしまうので、やるものいいとは思いますが、やはり周知というところや、立法するにしても、合意を得て施行を目指していただきたい、色々な意見を調整しながら進めていただきたいと思いました。

森口会長：ありがとうございます。資料2の3ページのところ、前回の審議会で、ごみの組成分析をやるにあたって、どうしても予算が限られており限られたサンプルしか取れないという中で、どういった事業者から取つてくるのか、同じ事業者、卸小売でも何を売っているかによって全然違うというお話がございました。この辺りの実態把握は難しいところで、学会ベースでも、一部の自治体で事業系のごみについて細かい分析をされているような事例もありますが、いずれにしても、今回、得られたデータが全てではなく、あくまで一部しか見えていないので、それだけで全てのものを言つてはいけない訳ですが、特に、食品ロスにつきましては、具体的に踏み込んでいかなければいけないところがたくさんあると思います。また、食品ロス以外も含めて事業系、飲食系や食品販売系のところは、もう少し取組の余地があると思います。いずれにしても、周知徹底ということも含めて、

市に頑張っていただかなければいけないところが、たくさんありますので、計画の中に書き込んで、自分で自分を縛るみたいな計画になってしまふかもしれません、なかなか踏み込みにくいところかと思いますが、少し言いにくいことも、市に向かって言うというのが審議会の役割かと思いますので、よろしくお願ひいたします。高野委員、お願ひいたします。

高野委員：事業者の話が多くありましたが、私自身は、一市民として、この中にいくつか入っていましたが、ごみ袋の中の分別がまだ100%ではないと思いました。基本に戻ってしまうのですが。資源になるものも入っている、ペットボトルも入っている、かんも入っていると。石岡市はごみ袋に名前と地区名を書いているとお聞きしました。御存じの方が多いかもしれません、そういうのも、ひとつ市民へのアプローチで、やってみたらどうかなど。そうやりますという言い方よりも、他市町村では、地域、氏名などを書いていただいておりますが、つくば市はそこまではいかないと。結果的にはそこまではやらないと思いますが、一応、そういう変な意味でのけじめを、市民254,000人、何か考えても、あと5年後の結果ですよね。今、中間だから。そんなことを感じました。

森口会長：ありがとうございます。そのような事例もあると思います。これも時間の関係で言いませんでしたが、資料3のごみに関するアンケート調査の市民の自由意見の中では、「市民税を払っているのだから、うるさいと言わずに市が集めて」といった御意見もありまして、市民の意識も、相当、千差万別だと思いますので、名前を書け、などと言うと、おそらく、プライバシーの侵害だとクレームをつける方もたくさんいるのではないかと思いました。様々な意識、事業者、市民、相当、隔たりがある中で、市としては、大変舵取りが難しいところだと思いますが、よろしくお願ひします。それから、今の御指摘の中で、小林委員の御指摘の対応漏れがあったことを思い出しました。ごみ組成調査のプラスチック類の資源化可、

資源化不可の分けについて、御説明頂いた方が良いと思います。お願ひします。

事務局：環境衛生課です。資源化可につきましては、いわゆる容器包装プラスチックとして、分別することで資源可能であるものとなります。資源不可につきましては、それ以外のもの。つまり、製品プラスチックと、材質は容器包装プラスチックでも油汚れがあるなどリサイクルができない状態になっているものを包括したものがプラスチック不可となっております。

森口会長：先ほどの原田委員の御指摘にも関係しますが、汚れていて資源化できないものを燃やすごみに捨てていただいている一方で、資源化できるような綺麗な容器包装プラスチックも一定量入っていると、その部分はしっかり働きかけなければいけないということです。原田委員、どうぞ。

原田委員：そろそろ事業者という言葉を二つに分けなければいけない時にきているのではないかと思います。生産とか自分の給料のためにやっている事業者と、ごみの処理などで消費者と一緒にになって処理している事業者。要するに、生活関連事業者と、生産関連事業者。このアンケートでは、いくつかに分けてありますが、我々の議論もそこを区別してやらないといけないです。市民のごみを減らすという意味では、特に、生活関連事業者と市は協力しなければいけないので、そこを一口で事業者といっては、混乱が起きると思いますので、それを考えていただきたいと思います。

櫻井委員：それはそうですね。

森口会長：事業系といっているものを、どう分けていったらいいかですね。つくばの場合は、研究機関なども非常に多くて、それはそれで分けられていますが。非常に重要な御指摘を頂いたと思います。

櫻井委員：先生は、国の会にお出になるんでしょう。

森口会長：最近は少し減ってはおりますが、出ております。

櫻井委員：その時に、例えば、プラスチックのお菓子の袋のようなもの、こういうものは作ってはいけないと、そういう意見を出して欲しいのですが。

森口会長：プラスチック新法には、そういったところも主旨としては入っています。製造事業者が、しっかりと考えてくださいということにはなっています。一方で、消費者の方々は、ごみの問題より、食の安全や長期保存といった食生活の利便性を求められる声が多く、食品メーカーにそういうわれてしまうと、なかなか太刀打ちできないので、全体として、消費者の意識、行動の変化が必要だと思います。それから、プラスチックに関しては、欧州などでは、プラスチックを扱うことがまかりならないことがある中で、日本ではまだプラスチックと共存するという考え方が強いので、その辺りも、事業者あるいは消費者の意識をみながら、国全体としてということになっていくと思います。貴重な御意見ありがとうございます。張元委員、お待たせいたしました。

張元委員：私は、つくば市会連合会の一員として、ここに出席させてもらいました。つくば市には、区長といわれる方が 600 人いまして、近々会がありますので、今日の熱い議論をお伝え申し上げます。基本的には、私の関係する方は一般市民なので、塵も積もれば山となることもありますので、ごみについての今日の熱い意見を、皆さんに伝えます。

森口会長：大変ありがとうございます。つくば市は、基本的にはステーション方式でごみを収集していますが、最近区会に入らない、新興の住宅地で区

会そのものを作らないケースも出てきていて、市の方も非常に苦慮しておられるかと思います。一方で、旧来からしっかりととした区会組織がある中でも、ここで議論されているようなことが十分に浸透していない部分もあるかと思いますので、是非、区会の方でも御協力を頂ければと思います。一巡目の方を優先させていただいて、梶原委員、お願いいいたします。

梶原委員：梶原です。アンケートの結果を、とても興味深く、市民の方の声というのが、こういうことなんだなと思って拝見しました。例えば、収集運搬のところですと、5週目の回収がないのは非常に不便であるという意見ですか、各品目毎週回収して欲しいとか。確かに、そうだなと。そうすれば、もちろんより便利になる訳ですが、すぐに対応は難しいところだと思いますが、容リプラで出来たことなので、少しずつ増えていくといいなと思います。

それと関連しますが、「さんあ～る」という分別アプリの周知率が思ったより低いなと思いました。実際に使っている人が14%しかいないということで、私は使っていて非常に便利だなと思っていて、このアプリがあるから隔週の回収も気づけることもあります。ここは両方合わせて周知できたらと。アプリがもっと浸透することで、収集日がない日に対する不満が少し補われるような気がします。それから、このアンケートをしたことで、こういうアプリがあるんだと知った方も多分いると思いますので、次に使用者の数が増えるのだろうなと思いました。

それから、細かい点ですが、雑がみの回収率はもっと増やせるだろうということと、容器包装の分別が難しい、分かりにくいというお話が今日もありましたが、一人一人解釈が違うというのが実態だと思います。もちろん、市としてここまで回収しますという線引きがきっちりある中で、燃えるごみの組成分析調査をされたような形で、容器包装の調査はありますか。例えば、3割くらい入ってはいけないものが入っていましたなど。そういうことを公表しつつ、こういうものを市は集めていますといったア

ピールの仕方というのが、ひとつ的方法としてあるのかなと思いました。

それから、あと1点。やはり、市民のアンケートで、一生懸命リサイクルやごみの分別に協力をしていて、最終的な流れや全体の流れが見たい、見えないという意見もあり、確かにそうだと思いました。何か一つだけでも、市で回収したもので、こういうものができましたなど、そういうものがあるといいと思いました。

森口会長：ありがとうございます。貴重な御指摘でした。私も、今回のアンケート結果を見せていただき、宝の山というか、色々な貴重なメッセージが集まっているなと思いました。本当はもう少し時間をかけて皆さんと見みたかったのですが、お時間がなくてまだ御覧になってない方、是非アンケートの自由記述を見ていただければと思います。先ほども申し上げたように、市民の意識も本当に隔たりがあり、とても熱心にもっとやって欲しいという方や、割に否定的というか、市がもっと税納に見合ったサービスをというような方もいたりして、大変難しいところではあります。

それから、全体が分かりにくいということに関して、今日の資料7たたき台の、ごみの2ページにごみの処理フローがありますが、これを店頭回収なども含めて、写真などを入れるなど、もう少しビジュアル的に工夫をして、計画の本文は、なかなか見ていただけないところもありますので、場合によっては、広報や分別カレンダーに載せるのもいいと思います。分別カレンダーも紙面がパンパンでなかなか入るところがないと思いますが工夫を頂ければと思います。稻葉委員、お願ひします。

稻葉委員：少し大きいところになりますが、資料7の共通2ページ、つくば市的一般廃棄物処理基本計画の位置付けというところで、関連計画として、つくば市の環境基本計画、未来都市構想、温暖化対策実行計画があり、上には茨城県の廃棄物処理計画、その上に廃棄物処理法があるのですが、冒頭で会長もおっしゃられた循環基本計画、つくば市は循環地域計画という

ものがあったでしょうか、あれば、今ないのかもしれません、茨城県の循環計画というのがなくて、茨城県の廃棄物計画はその上に総合計画との関係で位置付けられています。何がいいたいかと言いますと、国の循環計画と直結になってしまふかも知れませんが、その辺の理念と整合性なども、この中間見直しでそれを位置付けるのは難しいかも知れませんが、次の計画では、なんとかその辺の位置付けを示していただければと思います。ただ、実質この一般廃棄物処理基本計画のたたき台の中でも、色々な資源化のことも書いておられるので、かなり十分だと思いますが、やはり、国の計画や循環計画との位置付けも示していただくと分かりやすくなると思いました。

森口会長：ありがとうございます。私も少し気になっていて、どこかで言わなければと思っていましたが、資料7のごみ 26 ページから 27 ページに法体系の話が書かれています。26 ページの右下には、プラスチック資源循環法という新しい法律も書いていただいている。それから、27 ページは、循環型社会形成推進基本計画については、令和7年度に循環基本計画が策定される予定ですと書かれていますが、これは、もともと6年度の予定でしたし、8月2日に閣議決定済みですので、循環型社会形成推進基本計画の第五次のものに差し替えていただくということになります。ただ、第五次では、国の目標の指標が変わりまして、これに相当するものがないので、少し工夫が必要ですが、これらについて、アップデートしていただければと思います。この資料を御用意頂く段階では、まだ計画決定前でしたが、スケジュールとしては、当初より6年度予定でございましたので、その辺りを直していただければと思います。それでは伊神委員、お待たせしました。お願いします。

伊神委員：プラスチックのところの話ですが、資料7のごみ 26 ページに書いてある、左下の各種リサイクルについて、プラスチック資源循環法のとこ

ろで、つくば市としては、プラスチックのリサイクルは、今後もサーマルリサイクルで続けていくのか、それとも、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルで再生させていくのか。その方向性は、どういった比率で考えていらっしゃいますでしょうか。

森口会長：これは、市の方からお答え頂きたいと思います。つくば市に限らず、サーマルはリサイクルとは呼んではいけないというのが全体の流れです。最近は、基本的には資源化重視でおられるというのが私の理解ですが、いかがでしょうか。

事務局：サステナスクエア管理課の酒井です。現在は、容器包装リサイクルで、容協に出しているものしかありません。製品プラについては、こちらの計画にも書いてあるとおり、今後、調査検討していくという形で進めていきたいと考えております。

森口会長：国全体の方向、流れに歯向かって、サーマルを積極的に推進したいというお考えがある訳ではないということでおよろしいでしょうか。ごみ発電をやっていることもありますし、それによって、市の電力として供給していただいているところもありますが、基本的に、あくまでそういうた呼び方なりのもとでリサイクルを推進して、残ったものについてはサーマルで有効活用しておられるということでよろしいでしょうか。

事務局：現段階では、そのような形で進めていきたいと思います。

森口会長：あとは、容器包装以外まで拡大するかどうかについては、たたき台の中では検討しますという程度で、積極的に製品までやりますと踏み込んで書いてないという状態です。

伊神委員：おそらく、ふわふわしたものばかりでまとまらなくて、サーマルにしかならないというのが、実際、集めてみると、素材でまとまるものがない限りは、他の道が示せないと思っています。県内ではケミカルをやっているところもありますので、そういったところについても、できる素材を集めてみたらというところで、可能性を研究していただきたいと思います。

森口会長：容器包装も含めて、従来のケミカルは、プラスチックに戻らないケミカルが中心でしたが、最近、化学工業のメーカーも、かなりプラスチックを積極的に集めてきてプラスチックに戻るケミカルリサイクルを、色々、試行しておられるところがあり、茨城県内の事業者の中でもそういったところがあります。そういったところを含めて、プラスチックの資源循環の新法に、つくば市が乗っていくのかどうかです。これは、なかなか基本計画の中には書き切れないところがあるので、順序が前後しますが、今回の基本計画の中では何とでも読めるように書いておいた上で、検討を進めると書いてあることを根拠にして、基本計画の後でプラスチックをどうするかを本格的に議論するという順序の方がいいのかなど、私としては考えております。加茂委員も頷いていただいておられます。せっかく、これだけのプラスチックの権威がいらっしゃるので、是非つくば市ならではの話ができればと思っています。

すみません。やはり、いつものとおりプラスチックにかなり議論が集中するところがございます。基本計画の施策については、今日、議論し尽くせなかったところが多々あると思いますし、御意見の中で、最終処分の話を、いつまでも他の自治体の民間処分場頼りでいいのかという話もあり、この辺りは、肴倉委員の御専門に非常に近いところではありますが、そういったところも計画案の中では少し具体的に書いていただいているところでございます。

スケジュールとしては、次回にパブリックコメント案という形で基本計

画をまとめなければいけません。基本計画の中に書いたから何とかなることと、書いてあるけれど、具体的な議論はもう少し時間かけてやらなければいけないことがあるので、基本計画にどのように書くかは、この限られた時間の中では議論を尽くせないところですが、今日時間の関係で言い切れなかつたことがございましたら、1週間程度の間に、事務局に直接お寄せ頂ければと思います。

ただ、最初に木下委員に口火を切っていただきました目標値をどうするのかというところは重要で、原因が分からないのに目標値が立てられるのかという、全くおっしゃるとおりで、でも、学識経験者の委員からは、そうは言っても、分かることには限界があるという白旗を上げたところもございまして、なかなか難しいところです。今、これだけ下がっているので、引き続き、下がり続けるという根拠もないで、少し慎重にトレンドを見てこの程度というところで線を引いていただいている。ただ、今日御議論があったように、単に1人当たりということだけではなく、中身をもう少ししっかり見ていかなければいけないということ、それから、生活系と事業系で相当違う、特に、事業系については総量でいいのかという議論もございました。なかなか中間目標段階で、指標の体系自身を変えることは難しくて、数字をどうするかというところに落とし込みがちですが、今日は、肴倉委員の御指摘にあったように、同じリサイクル率でも、生活系だけで分けるということもあり得るかと思います。指標としてしっかり設定するものだけではなく、少し補助的なもの、内訳が分かるような指標、目標値までは設定しないとしても、この審議会で毎年報告をして、それがどのような推移になっているのかを見ていけるような、そういう指標を設定していくということも、一つの方法かなと思います。

私も国の審議会等にも関わって参りまして、実は、国の循環基本計画もそういう立て付けになっています。目標をしっかり作る指標と、目標までは作りにくいが、どのように推移しているかをしっかりモニターしていくましょうという指標の二段構えにするということをしておりました。つく

ば市の計画についても、そのようなやり方もあり得るかなと考えております。

ということで、私がしゃべり過ぎたところもございまして、今日、後ろの時間を明確に書いていなかったので、2時間なのか2時間半なのかあまりはっきりしない形で進めて参りました。ちょうど2時間15分くらい、経ったところでございます。もし言い残したこと等があれば頂きたいと思います。途中でお名前を出していながら発言の機会を設けておりませんでした。県から御参加の仲田委員、県内の他の市町村の状況など、あるいは先ほどの許認可の話になると、産廃は県ですが、事業系でも一廃が基本的に市なので、県の方からおっしゃっていただけるところには限界があるかと思いますが、少し御発言頂ければと思います。

仲田委員：茨城県県南県民センター環境・保安課の仲田と申します。先ほど、会長がおっしゃったように、県では、産廃系の許認可、そして、私ども出先の方は、その指導ということが中心でございます。一般廃棄物については、市町村でやられているということで、私どもからお話できる事例が乏しくて大変申し訳ないところがあります。特に、つくば市は、県内でも、そして県南地域でも人口増が大変多いところ、それでありながら、旧来の市町村の体系、高齢化が進んでいるところが混在しているという、大変特殊なところでございます。今後、私ども県南県民センターが所管する同じTX沿線のつくばみらい市や、今度、市に施行します阿見町、そういうところも、同じように、旧来がありながら人口増が進んでいく、生活、ライフサイクル等の考えが変わってくるところがあります。つくば市さんがかなり進んでいますので、是非、つくば市さんの方で、先進的な取組を進めていただければと思っております。

森口会長：ありがとうございます。よく他の自治体を参考にということがありますが、つくば市が先頭を切ってやらないといけない部分も色々あるよう

でございます。是非、そうなれるようなグッドプラクティスになればいいかなと思っております。

今日は本当に活発な御議論頂きまして、ありがとうございました。宿題がたくさんあって、事務局、それからコンサルさん、大変かなと思います。基本計画案の中にまとめ込んでいける部分と、そこの中では書ききれなくても、具体的な宿題をたくさん頂きましたので、それを上手くまとめていただきまして、次回は、約2か月後くらいだったと思いますが、2時間、2時間半の時間だけでは、なかなか議論し尽くせませんので、次回も少し早めに委員の方に書面で資料をお送りして事前に見ていただけるようにという工夫をさせていただければと思います。全体を通じまして、よろしいでしょうか。ある時期から公募委員という制度を導入していただきまして、私、長年やらせていただいているが、実感として、公募委員という制度のお陰で、非常に議論が活性化しているなと感じております。本当に御協力頂きましてありがとうございました。ということを申し上げまして、進行の方事務局の方にお返ししたいと思います。非常に活発な御審議ありがとうございました。

### 3 その他

事務局：森口会長ありがとうございました。委員の皆様にも長時間にわたりまして、議事進行に御協力頂きましてありがとうございました。

ここで次回審議会の御案内をさせていただきます。次回、第3回審議会は10月9日の13時30分を予定しております。議事としましては、本日頂戴しました御意見を反映させた、計画のパブリックコメント案の審議と、令和5年度のごみ量実績についてです。開催通知を後日発送させていただきますので、御確認よろしくお願ひいたします。また、今回の審議会の中で言い切れなかった御意見等を、事務局の方で1週間程度、お待ち申し上げておりますので、メール等でいただければと思います。皆様よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和6年度第2回つくば市一般廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。皆様ありがとうございました。